Wilh. Werhahn KG 方針声明

人権および環境関連デュー・ディリジェンス

1. グローバル・サプライチェーンとしての企業セルフイメージ

180 年以上の伝統を持ち、国際的に事業を展開する中堅ファミリー企業として、当社は常に人権と環境の保護に対する企業責任を自覚してきました。この責任は現在、「サプライチェーンにおける人権侵害防止のための企業デュー・ディリジェンスに関するドイツ法」（Lieferkettengesetz: 以下「LkSG」）に基づいています。グローバル・サプライチェーンとバリューチェーンの一環として、当社は建材、消費財、金融サービスの 3 つの LkSG の意味における自社事業部門において、人権と環境に調和した事業活動を展開しています。

当社の企業セルフイメージの中核をなすものは、すべての人間の尊厳と人格を尊重し、いかなる差別も許さず、持続可能な方法で行動し、環境、天然資源、健康を保護することです。そのため、Wilh. Werhahn グループとしての指針を定め全構成員に適用される行動規範として採用しています。

当社は以下の枠組みで策定された原則に取り組んでいます。*別紙解説

- 国連世界人権宣言
- 国連社会権規約・自由権規約
- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- 国際労働機関（ILO）の中核的条約、特に第 100 号（同一報酬）、第 105 号（強制労働廃止）、第 138 号（最低年齢）、第 182 号（最悪の形態の児童労働の禁止）
- 水銀に関する水俣条約、
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)
- 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約
- 国連ビジネスと人権に関する指導原則
- 国連グローバル・コンパクトの指導原則
- 国際労働機関（ILO）の多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（多国籍企業宣言）
- OECD（経済協力開発機構）多国籍企業行動指針

現地法が国際人権法を超えている場合、当社は適用法を遵守します。

2. LkSG に基づくデュー・ディリジェンス義務をどう果たすか

Wilh. Werhahn KG の執行役員会は、方針声明の遵守と実施、および LkSG に従った企業デュー・ディリジェンス義務の履行に責任を負います。執行役員会は、Wilh. Werhahn KG のサステナビリティ・オフィサーとコーポレート・コンプライアンス部門による助言とサポートを受けています。

Wilh. Werhahn KG のサステナビリティ・オフィサーは、執行役員会に直結して、各部門における LkSG の必要な活動、およびリスクの特定、評価、優先順位付けを含むリスク管理の調整と監視を行います。当社はこの目的のために十分なリソースを用意し、また Wilh. Werhahn グループの事業部門内にも必要な能力が備わっています。

Wilh. Werhahn KG の執行役員会は、サステナビリティ・オフィサーの業務に関する情報を、定期的（少なくとも年 1 回）に入手するとともに、必要に応じて随時入手します。運用の実施責任は企業の各部門にあり、方針声明と関連するすべてのビジネスプロセスにおけるデュー・ディリジェンス義務の遵守を確保するために適切な措置を講じます。

あらゆる分野にわたる当社の総合的なリスク管理は、リスクを特定し、LkSG に基づく人権または環境上の義務の違反を回避し、社会への貢献を目指しています。人権を保護し、人権侵害が発生した場合には、以下のような措置を講じて事業活動を変更します。

- 当社は、部門および直接のサプライヤーにおいて、人権および環境への懸念に対する新たなリスクが存在するかどうかを毎年および随時確認します。このリスク分析の結果は、当社のビジネス戦略、サプライヤーの選択、およびサプライヤー管理に関する意思決定プロセスに反映されます。優先順位が付けられたリスクの詳細については、セクション 3 に記載しています。これにより、当社は持続可能性の観点からのリスクを把握し、適切な対応策を講じることができます。

- Wilh. Werhahn グループは、積極的かつ体系的なサプライチェーン・マネジメントを実施し、直接のサプライヤーに対して LkSG 第 6 条（4）に従った適切な予防措置を講じています。特に天然石事業部門では、サプライヤーのための行動規範を公表し、原則として直接サプライヤーとのすべての契約の一部として適用しています。また、消費財事業部門では、amfori BSCI 行動規範が直接サプライヤーとのすべての契約の一部を構成しています。

- 当社は、LkSG のデュー・ディリジェンス義務について各部門の経営陣に注意を喚起し、通知します。また、特定の人権と環境リスクを可能な限り低減するため、各事業分野のリスク状況に応じた研修を実施しています。

- 社員の安全と健康を増進する職場環境は、当社にとって最も重要な優先事項の一つです。この目的を達成するために、当社はすべての拠点で高い基準を維持し、常に改善の機会を継続的に検討しています。

- 当社の認識では、Wilh. Werhahn グループの事業分野において人権や環境に関する法的地位の侵害、または LkSG の違反は存在しないと認識しています。しかし、万が一違法行為が発生した場合、Wilh. Werhahn KG は可能な限り迅速に適切な是正措置を講じることをお約束します。

- 当社は、直接のサプライヤーが LkSG の要件を遵守しない場合、以下のような対応策を講じます。第一に、当社が定義した概念に基づいて、サプライヤーと直接対話し、違反の原因を明確に理解します。その後、スケジュール内で適切な措置を講じるようサプライヤーに依頼し、違反を終了するか最小限に抑える対策を取ります。ただし、重大な不作為または継続的な不遵守の場合、当社は取引関係の一時的または永久的な終了を検討することもあります。

- Wilh. Werhahn グループの企業は、世界各国にコンプライアンス・ヘルプラインを設置しています。このヘルプラインを通じて、人権や環境リスク、その他の問題について、書面、電話、またはオンラインフォームから匿名で報告することができます。当社のビジネス領域またはサプライチェーン領域における違反特に方針声明または LkSG の要件に対する違反の疑いがある場合は、社員に報告することを推奨しています。これにより、社員は違法行為や不正行為に対して報告しやすく、内部告発者の保護が保証されます。コンプライアンス・ヘルプラインの手順規則は、https://helpline-werhahn.de/frontpage から 17 か国語で入手できます。このヘルプラインは LkSG に従って運営されており、社員の声を受け入れ、違反の早期発見や是正措置に寄与する重要な手段となっています。

- Wilh. Werhahn グループは毎年およびケースバイケースで予防措置と是正措置、苦情手続きの適切性と有効性を見直し、LkSG に従ってリスク管理を強化します。これにより、持続可能性とコンプライアンスを促進し、信頼性と透明性を維持しています。

- 法的要件とデュー・ディリジェンス義務がどのように満たされているかは、継続的に文書化されています。2024 年の第 1 四半期から、Wilh. Werhahn KG は方針声明の実施と国内におけるリスク管理の更なる発展に関する報告書を、LkSG に従って連邦経済輸出管理局に報告する予定です。この報告書は、2023 会計年度に向けて初めて公開されます。

3. 当社が優先する人権と環境リスク

Wilh. Werhahn グループは主にヨーロッパで事業を展開していますが、米国、カナダ、日本、インド、中国でも事業を展開しています。当社の直接サプライヤーは主にヨーロッパ、東アジア、東南アジアにあります。この観点から、当社は、当社の事業領域およびそのサプライチェーンに沿って、さまざまな人権および環境リスクが発生する可能性があることを認識しています。当社が 2023 会計年度に実施したリスク分析では、外部の専門家チームの支援を得て、LkSG に従って当社部門に関連する抽象的な国固有および業界固有のリスクを特定しました。業界固有のリスクは、業界クラスターにグループ化された購入カテゴリに基づいて専門家チームによって特定されました。

当社では国ごとのリスクを「世界銀行開発指数」、「世界的人権指数」、「世界的な奴隷指数」、「子どもの権利指数」、「世界的なジェンダー格差」、「環境パフォーマンス指数」に基づいて特定し、評価しました。

その後、抽象的なリスクを当社のビジネスと調達活動の観点から説得力を持たせました。そして、重要なリスクを特定するために、人権や環境保護の観点での違反の深刻さ、影響の程度と逆転可能性、リスクが発生する可能性、リスクの直接の原因に対する当社の影響力を考慮しました。その結果得られたリスクの評価は、リスクの優先順位付けの基礎となりました。また、当社の事業活動の性質と範囲、潜在的なリスク発生の要因も考慮しました。

このような考慮の結果、Wilh. Werhahn グループ事業部門では現在以下の具体的なリスクを LkSG に基づいて優先的に考慮し、対処しています。

- 労働安全や労働に関連する健康被害の無視
- 強制労働や奴隷制の禁止に対する違反
- 環境汚染による自然環境の破壊

インドにおいて、強制労働や奴隷制、環境汚染に関するリスクを特定しました。情報が不十

分な場合でも、リスクを予防的に考慮し、LkSG の目標に合致した保守的な対応をしています。さらに、リスクの実現を防ぐために適切な予防策をすでに講じており、リスク違反は報告されていません。

また、直接のサプライヤーについても以下の具体的なリスクを LkSG に基づいて優先的に考慮し、対処しています。

- 労働安全や労働に関連する健康被害の無視
- 強制労働や奴隷制を含むあらゆる形態の違反
- 適切な賃金の不払いに対する違反
- 子どもの労働に対する違反

中国とインドにおいて、強制労働や奴隷制、適正な賃金や子どもの労働に関するリスクが主に特定されました。これらのリスクを予防的に考慮し、情報の改善に取り組んでいます。リスク違反の報告はありません。間接のサプライヤーに関する具体的なリスク情報はまだ得られていませんが、必要な対策を取る用意があります。将来的に、優先すべきリスクが変わった場合は、更新された方針声明を公表する予定です。

4. 社員およびサプライヤーへの期待

方針声明は執行役員会、さらには全ての部門を横断して、Wilh. Werhahn グループのすべての管理職と社員に適用されます。もしリスク管理に関する新しい進展があれば、LkSG に基づいて必要に応じて更新します。グループのすべての管理職や社員、そしてサプライヤーや他の関係者に対して、方針声明で示された原則と価値を認識し、人権と環境保護を遵守するための適切なプロセスに参加し、リスクの発見に協力し、法的・実質的な範囲内での予防措置や是正措置を最善の能力で推進することを期待しています。

ノイス、2024 年 7 月

Wilh. Werhahn KG 役員により署名済み

Alexander Boldyreff　Andreas König　Dr. Stephan Kranz

ｱﾚｸｻﾝﾀﾞｰ･ﾎﾞﾙﾃﾞｨﾚﾌ　ｱﾝﾄﾞﾚｱｽ･ｹｰﾆｯﾋ　ｽﾃﾌｧﾝ･ｸﾗﾝﾂ

アンドリュー・ハンキンソン
ZWILLING J.A. Henckels Japan Ltd.
代表取締役

山田 昌之
ZWILLING J.A. Henckels Japan Ltd.
常務取締役

(別紙)「1.グローバル・サプライチェーンとしての企業セルフイメージ」補足

- **国連世界人権宣言**

https://www.ohchr.org/en/universal-declaration-of-human-rights （UN、English）

https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/ （UN 広報センター、日本語）

国連世界人権宣言は、すべての人々が生まれながらに持つ権利を示すガイドラインです。生命、自由、尊厳、平等など、人々に共通の権利が書かれています。

- **国連社会権規約・自由権規約**

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html （外務省　国際人権規約概要、日本語）

国際人権章典を構成し、世界人権宣言の内容を基礎として、これらを条約化したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。

「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」(社会権規約／国際人権 A 規約）は、労働権、社会保障権、家庭の尊重や子どもの保護、医療保障、教育権などに関するものです。

「市民的、政治的権利に関する国際規約」(自由権規約／国際人権 B 規約）は、生命の尊重、死刑の制限、拷問の禁止、公正な裁判の保障、身体の自由、思想・表現・集会の自由などに関するものです。

- **児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）**

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html （外務省、日本語）

https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html （ユニセフ、日本語）

18 歳未満の子どもたちの権利を保護し、保障する国際的な合意で、子どもたちに安全で健康な環境、教育、家庭での大切な扱い、差別からの保護などを保障するために定められた。

- **国際労働機関**（ILO）の主要な条約

https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12000:0::NO::: （ILO Conventions、English）

https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/lang--ja/index.htm （ILO 条約一覧、日本語）

第 100 号（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）
雇用及び職業における性別による区別の撤廃、同一労働に対して男女同等の報酬を定める。
第 105 号（強制労働の廃止に関する条約）
すべての種類の強制労働を廃止し、利用しないことを定める。
第 138 号（ 就業が認められるための最低年齢に関する条約）
未成年者の最低雇用年齢を規定、児童労働廃止と若年労働者の労働条件向上も目的とする。
第 182 号（最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約）
最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保する効果的な措置を求める。

- **水銀に関する水俣条約**

https://www.env.go.jp/chemi/tmms/convention.html （環境省　条約概要、日本語）

有害な水銀を世界中で制限し、環境と私たちの健康を守る国際条約です。

- **残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs（Persistent Organic Pollutants）条約）**

  https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html （経済産業省　POPs 条約概要、日本語）

  https://www.env.go.jp/chemi/pops/ （環境省、日本語　English link 有）

有害な化学物質（PCB、DDT 等）を制限し、環境と健康を保護する国際条約です。

- **有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約**

  https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/index.html（経済産業省　条約概要、日本語）

  https://www.env.go.jp/recycle/yugai/index2.html （環境省、日本語 English link 有）

国境を越えて移動する有害廃棄物を制限し、適切な方法で処分することを規定する国際規則です。

- **国連ビジネスと人権に関する指導原則**

  https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/index.html （外務省「ビジネスと人権」ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ、日本語）

企業に人権を尊重し、守り、侵害があれば修復する責任を課す国際的なガイドラインです。

- **国連グローバル・コンパクトの指導原則**

  https://www.ungcjn.org/library/files/10principles.pdf （ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｺﾝﾊﾟｸﾄ･ﾈｯﾄﾜｰｸ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ、日本語）

国連と民間が手を結び、健全なｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ社会を目指す取り組みにおける指導原則。
人権、労働基準、環境、腐敗防止の 4 分野 10 の原則を企業として支持し実践する社会的責任をｺﾐｯﾄし、その実現に向け努力を継続するよう要請されている。

- **国際労働機関（ILO）の多国籍企業と社会政策に関する原則の三者宣言（多国籍企業宣言）**

  https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_676220/lang--ja/index.htm （ILO 多国籍企業宣言とは、日本語）

  https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_676219/lang--ja/index.htm （ILO 解説、日本語）

企業と労働者、政府の協力を促進する国際的な規則。
企業が社会的責任を果たし、労働条件や労働権を改善し、持続可能なビジネス実践を奨励するためのもの。

- **経済協力開発機構（OECD）の多国籍企業行動指針**

  https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/oecd/dl/oecd-shishin.pdf （厚生労働省　行動指針、日本語）

企業に対して、透明性、人権、労働権、環境への配慮、腐敗防止を奨励し、社会的責任を果たすよう促す企業のガイドラインです。